

静岡市子育て支援ヘルパー 派遣事業の利用について



1 派遣対象

静岡市に住所を有する次の家庭に、静岡市と契約した子育て支援ヘルパー派遣事業者(以下「派遣事業者」という。)を派遣し、家事及び育児の援助を行います。

- (1) 1歳未満（1歳の誕生日の前日まで）の乳児と同居し、昼間ほかに家事・育児に協力できる者がいない方で、支援を必要とする家庭
- (2) 3歳未満（3歳の誕生日の前日まで）の乳幼児を2人以上養育する家庭
- (3) 妊娠中で体調不良により家事・育児の援助を必要とする家庭

2 サービス内容

(詳しくは、「サービス内容の詳細」を参照)

- (1) 家事に関する援助（食事の準備及び後片づけ、衣類の洗濯、居室等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物等、日常的に行う必要がある家事）
 - (2) 育児に関する援助（授乳、おむつ交換、もく浴介助、適切な育児環境の整備等）
- ※子育て支援ヘルパーが行うサービス内容と異なる内容であると判断される場合はご利用をお断りさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。



9 サービス内容の詳細

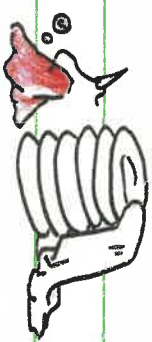
(※◆については、不可)

この項目を参考に、2時間以内に行える範囲でご検討ください。

家事援助

ア 食事の準備及び後片づけ

★調理 ★配せん・片づけ・テーブル拭き・皿洗い



イ 衣類の洗濯、補修

★洗濯機を回す、おむつの洗濯（手洗い）、物干し
★洗濯機をたたむ、洗濯物のタンヌ等への片づけ ★アイロンかけ、裁縫（ボタン付け等）

ウ 居室等の掃除、整理整頓

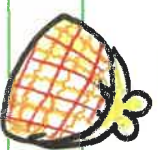
★リビング・居間・寝室・台所の軽易な掃除、窓ふき
★新聞・雑誌等の軽易な片づけ ★トイレ・風呂・洗面所の軽易な掃除
★玄関・ベランダの軽易な掃除

エ 生活必需品の買い物 [公共交通機関に要した実費は負担していただきます。]

★スーパー、コンビニなどの食材・日用品の買い物

オ 関係機関との連絡 [公共交通機関に要した実費は負担していただきます。]

★郵便局・ポストへの郵便物の持込み
★市役所への申請・届出



カ その他必要な家事援助

★利用者の布団を干す

育児援助

ア 授乳

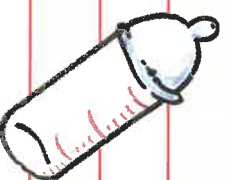
★湯沸し・ポット等への移し替え ★粉ミルク調合 ★ほ乳瓶の洗浄・煮沸・煮沸後の片づけ

イ おむつ交換

★おむつ交換 ★ベビー布団の用意・片づけ

ウ もく浴介助

★ベビーバスの用意・片づけ ★もく浴・洗浄 ★乳児のふき取り



エ 適切な育児環境の整備

★エアコンの温度調節、窓あけ・カーテンによる室温調節 ★ベビー布団を干す
★乳児の着替え

サービス対象外

- ◆リビング・居間・寝室のエアコンの掃除 ◆ガスコンロ・シンク・冷蔵庫等の掃除
- ◆庭の掃除・水まき ◆出産祝いのお返しの買い物
- ◆自動車の給油・洗車 ◆銀行への振り込み、引き出し等
- ◆税務署への申告 ◆ベビーベッド、乳児用玩具の組立て取付け等